

## カード会員規約 新旧対照表

各カード会員規約の改定内容は以下をご確認ください。

[《AOYAMA カード会員規約》](#)

[《BLUE ROSE CARD 会員規約》](#)

[《AOYAMA マスターカード SUGOCA 会員規約》](#)

[《AOYAMA TIE UP MasterCard 会員規約》](#)

[《青山コーポレートカード会員規約・カード使用者規約》](#)

《AOYAMA カード会員規約》

改定後	現行
<p>《一般条項》</p> <p><b>第2条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合は、<u>善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管・管理するものとします。なお、カード裏面に署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され、<u>かつカードに署名欄がある場合は、</u>所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>	<p>《一般条項》</p> <p><b>第2条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合、直ちに<u>当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、<u>会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。また</u>会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>
<p><b>第9条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 本人会員は、第7条第1項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>費用</u>として、<u>当</u></p>	<p><b>第9条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 本人会員は、第7条第1項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>手数料</u>として、</p>

改定後	現行
<p><b>社所定の手数料</b>を負担するものとします。</p>	<p><b>440円(税込)</b>を負担するものとします。</p>
<p>《ショッピングサービス条項》  <b>第24条(カード利用方法)</b>  1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<b>所定の端末機に暗証番号を入力すること又は</b>所定の売上票等にカード<b>裏面</b>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)但し、<b>売上票等に署名することにより商品等の購入をする場合、売上票等</b>の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<b>暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法</b>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。(以下、略)</p>	<p>《ショッピングサービス条項》  <b>第24条(カード利用方法)</b>  1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し<b>所定の売上票等にカード上</b>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)但し、<b>売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。</b>なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<b>売上票等への署名を省略すること又は署名に代えて加盟店に設置している端末機に暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する</b>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。(以下、略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>《即時売上システム規定》  1. 「<b>AOYAMAカード会員規約</b>」及び「<b>個人情報の取扱いに関する同意規約(要約)</b>」に承認のうえ、<b>AOYAMAカード</b>(以下「<b>カード</b>」)にお申込みいただき、<b>株式会社青山キャピタル</b>(以下「<b>当社</b>」)が<b>所定の審査のうえカードの入会を認めた方に、即時売上票を発行します。</b>  2. <b>即時売上票により、初回の利用に限り、タブレット上に利用金額と支払方法を表示し、確認ボタンを押下していただくことにより、商品を購入しカードショッピングを利用することができます。</b>  3. <b>即時売上票の利用による支払区分は、3回から24回の分割払い、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとします。</b>  4. <b>即時売上票発行後、当社はカードを発行します。但し、発行手続き完了前に、会員の資格を取消す事由が判明した場合には、カードの入会資格を取消しカードを発行しないことがあります。</b></p>

改定後	現行
	5. <u>カード発行の如何にかかわらず即時売上票の利用日がカード入会日となります。</u>
<p><b>《二次元コード決済システム規定》</b></p> <p><b>第1条(二次元コード決済システムの概要)</b></p> <p>1. <u>二次元コード決済システム(以下「AOYAMA Pay」といいます。)の利用者は、洋服の青山各店舗での会計において、「洋服の青山アプリ」内に決済専用二次元コードを表示し、洋服の青山各店舗に設置している決済端末にかざすことによって、AOYAMAカードの提示及び所定の端末への暗証番号の入力あるいは所定の売上票等へのカード裏面の署名と同じ署名を行うことなく、AOYAMAカードのショッピングサービスを利用できるものとします。</u></p> <p>2. <u>AOYAMA Payの利用者は、AOYAMA Payの初回利用時に、利用者の携帯電話番号宛てに認証コードをSMS送信する方法による本人認証を完了するものとします。また、「洋服の青山アプリ」からログアウトした場合、「洋服の青山アプリ」を利用する機種を変更した場合にも、上記方法による本人認証を再度完了するものとします。</u></p> <p><b>第2条(二次元コード決済システムの利用者)</b></p> <p><u>AOYAMA Payの利用者は、以下のいずれかの条件を満たすものとします。</u></p> <p>1. <u>「AOYAMAカード会員規約」(以下、本規定において「会員規約」という。)第2条に基づきカードの貸与を受けていて、「洋服の青山アプリ」及びWEB会員サービス「アットユーネット」への会員登録と、「洋服の青山アプリ」内でのクレジットカード情報登録を完了させていること。</u></p> <p>2. <u>会員規約第2条に基づきカードの貸与を受けていない場合であっても、「洋服の青山アプリ」への会員登録と、AOYAMAカード入会時に登録したメールアドレスで、当社からの審査承認メールを受信したこと。</u></p> <p><b>第3条(二次元コード決済システム利用時の支払区分)</b></p> <p><u>会員規約 27 条の定めにかかわらず、AOYAMA P</u></p>	<p>(新設)</p>

改定後	現行
<p><u>ay</u>を利用する場合の支払区分は、1回払い、2回払い、3回・5回・10回の分割払い、ボーナス一括払い、リボリング払いのいずれかとします。<u>AOYAMA Pay</u>の利用者は、利用時に、「洋服の青山アプリ」上で支払区分を指定するものとします。</p> <p><b>第4条(AOYAMAカード会員規約の適用)</b>  <u>本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。</u></p>	
<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》  <b>第4条(てん補されない損害)</b>  1. ～ 4. 略  5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。<u>(カードに署名欄がある場合に限りま</u>  <u>す。)</u></p>	<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》  <b>第4条(てん補されない損害)</b>  1. ～ 4. 略  5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。</p>
<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》  <b>第1条(個人情報の収集・保有)</b>  カード申込者(以下「申込者」といいます。)、会員、及び家族会員(以下会員及び家族会員を総称して「会員」といいます。)、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。))に対するAOYAMAカード(以下「カード」といいます。))の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。))及び当社が運営する付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。))について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。))により収集・保有することに同意します。</p>	<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》  <b>第1条(個人情報の収集・保有)</b>  カード申込者(以下「申込者」といいます。)、会員、及び家族会員(以下会員及び家族会員を総称して「会員」といいます。))は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。))に対するAOYAMAカード(以下「カード」といいます。))の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。))及び当社が運営する<u>会員モバイルサービスである</u>  <u>キュークリックモバイル等の</u>付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。))について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。))により収集・保有することに同意します。</p>
<p>(1)個人情報の収集  ① ～ ③ 略  ④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた本人確認書類の情報。</p>	<p>(1)個人情報の収集  ① ～ ③ 略  ④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>申込者及び会員の運転免許証等、健康保険証、パスポート等の</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた<u>運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等</u>の情報。</p>

改定後	現行
<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<b>債権管理</b>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力<b>又は電送</b>する方法により提供するものとします。</p>	<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<b>モバイルサービス</b>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力する方法により提供するものとします。</p>
<p><b>第6条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載・入力事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載・入力事項へ記載・入力することは任意ですが、本契約に必要な記載・入力事項へ記載・入力しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>	<p><b>第6条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載・入力事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載・入力事項(<b>入会申込書及び各種取引等の申込書の表面で申込者及び会員が記載又はタブレットにおいて入力すべき事項</b>)へ記載・入力することは任意ですが、本契約に必要な記載・入力事項へ記載・入力しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>
<p>《AOYAMAカード AOYAMAポイント規約》</p> <p><b>第1条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p> <p>現金、AOYAMAギフトカードでの支払い、<b>AOYAMAカードを紐づけた二次元コード決済(AOYAMA Pay)</b>又はAOYAMAカードでのカードショッピング決済。</p>	<p>《AOYAMAカード AOYAMAポイント規約》</p> <p><b>第1条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p> <p>現金、AOYAMAギフトカードでの支払い、又はAOYAMAカードでのカードショッピング決済。</p>

《BLUE ROSE CARD 会員規約》

改定後	現行
<p>《一般条項》</p> <p><b>第 2 条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合は、<u>善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管・管理するものとします。なお、カード裏面に署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。(以下、略)</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され、<u>かつカードに署名欄がある場合は、</u>所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>	<p>《一般条項》</p> <p><b>第 2 条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合、直ちに<u>当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、<u>会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。また</u>会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。(以下、略)</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>
<p><b>第 9 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 本人会員は、第 7 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>費用</u>として、<u>当社所定の手数料</u>を負担するものとします。</p>	<p><b>第 9 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 本人会員は、第 7 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>手数料</u>として、<u>440 円(税込)</u>を負担するものとします。</p>
<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 24 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<u>所定の端末機に暗証番号を入力すること又は</u>所定の売上票等にカード<u>裏面</u>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」とい</p>	<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 24 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し<u>所定の売上票等にカード上</u>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの</p>

改定後	現行
<p>ます。)但し、<u>売上票等に署名することにより商品等の購入をする場合、売上票等</u>の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<u>暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができます。(以下、略)</p>	<p>認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<u>売上票等への署名を省略すること又は署名に代えて加盟店に設置している端末機に暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができます。(以下、略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><b>《即時売上システム規定》</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>「BLUE ROSE CARD会員規約」及び「個人情報の取扱いに関する同意規約(要約)」に承認のうえ、BLUE ROSE CARD(以下「カード」といいます。)にお申込みいただき、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)が所定の審査のうえカードの入会を認めた方に、即時売上票を発行します。</u></li> <li>2. <u>即時売上票により、初回の利用に限り、タブレット上に利用金額と支払方法を表示し、確認ボタンを押下していただくことにより、商品を購入しカードショッピングを利用することができます。</u></li> <li>3. <u>即時売上票の利用による支払区分は、3回から24回の分割払い、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとします。</u></li> <li>4. <u>即時売上票発行後、当社はカードを発行します。但し、発行手続き完了前に、会員の資格を取消す事由が判明した場合には、カードの入会資格を取消しカードを発行しないことがあります。</u></li> <li>5. <u>カード発行の如何にかかわらず即時売上票の利用日がカード入会日となります。</u></li> </ol>
<p><b>《二次元コード決済システム規定》</b>  <b>第1条(二次元コード決済システムの概要)</b>  1. <u>二次元コード決済システム(以下「AOYAMA Pay」といいます。)の利用者は、洋服の青山各店舗での会計において、「洋服の青山アプリ」内に決済専用二次元コードを表示し、洋服の青山各店舗に設置して</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改定後	現行
<p><u>いる決済端末にかざすことによって、BLUE ROSE CARDの提示及び所定の端末への暗証番号の入力あるいは所定の売上票等へのカード裏面の署名と同じ署名を行うことなく、BLUE ROSE CARDのショッピングサービスを利用できるものとします。</u></p> <p><u>2. AOYAMA Payの利用者は、AOYAMA Payの初回利用時に、利用者の携帯電話番号宛てに認証コードをSMS送信する方法による本人認証を完了するものとします。また、「洋服の青山アプリ」からログアウトした場合、「洋服の青山アプリ」を利用する機種を変更した場合にも、上記方法による本人認証を再度完了するものとします。</u></p> <p><b>第2条(二次元コード決済システムの利用者)</b></p> <p><u>AOYAMA Payの利用者は、以下のいずれかの条件を満たすものとします。</u></p> <p><u>1. 「BLUE ROSE CARD会員規約」(以下、本規定において「会員規約」という。)第2条に基づきカードの貸与を受けていて、「洋服の青山アプリ」及びWEB会員サービス「アットユーネット」への会員登録と、「洋服の青山アプリ」内でのクレジットカード情報登録を完了させていること。</u></p> <p><u>2. 会員規約第2条に基づきカードの貸与を受けていない場合であっても、「洋服の青山アプリ」への会員登録と、BLUE ROSE CARD入会時に登録したメールアドレスで、当社からの審査承認メールを受信したこと。</u></p> <p><b>第3条(二次元コード決済システム利用時の支払区分)</b></p> <p><u>会員規約27条の定めにかかわらず、AOYAMA Payを利用する場合の支払区分は、1回払い、2回払い、3回・5回・10回の分割払い、ボーナス一括払い、リボ払いのいずれかとします。AOYAMA Payの利用者は、利用時に、「洋服の青山アプリ」上で支払区分を指定するものとします。</u></p> <p><b>第4条(BLUE ROSE CARD 会員規約の適用)</b></p>	

改定後	現行
<p><u>本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。</u></p>	
<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》 第4条(てん補されない損害) 1. ～ 4. 略 5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。<u>(カードに署名欄がある場合に限りま</u> <u>す。)</u></p>	<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》 第4条(てん補されない損害) 1. ～ 4. 略 5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。</p>
<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》 第1条(個人情報の収集・保有) カード申込者(以下「申込者」といいます。)、会員、及び家族会員(以下会員及び家族会員を総称して「会員」といいます。)<u>は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)</u>に対するBLUE ROSE CARD(以下「カード」といいます。)の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)<u>及び当社が運営する付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)</u>について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有することに同意します。</p>	<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》 第1条(個人情報の収集・保有) カード申込者(以下「申込者」といいます。)、会員、及び家族会員(以下会員及び家族会員を総称して「会員」といいます。)<u>は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)</u>に対するBLUE ROSE CARD(以下「カード」といいます。)の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)<u>及び当社が運営する</u><u>会員モバイルサービスである</u><u>キューリックモバイル等の</u>付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有することに同意します。</p>
<p>(1)個人情報の収集 ① ～ ③ 略 ④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた本人確認書類の情報。(以下、略)</p>	<p>(1)個人情報の収集 ① ～ ③ 略 ④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>申込者及び会員の運転免許証等、健康保険証、パスポート等の</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた<u>運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等</u>の情報。(以下、略)</p>
<p>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供) 1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>債権管理</u>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が</p>	<p>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供) 1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>モバイルサービス</u>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場</p>

改定後	現行
<p>個人情報の保護措置を講じたうえで、第 1 条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力又は電送する方法により提供するものとします。</p>	<p>合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第 1 条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力する方法により提供するものとします。</p>
<p><b>第 6 条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載・入力事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載・入力事項へ記載・入力することは任意ですが、本契約に必要な記載・入力事項へ記載・入力しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>	<p><b>第 6 条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載・入力事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載・入力事項(入会申込書及び各種取引等の申込書の表面で申込者及び会員が記載又はタブレットにおいて入力すべき事項)へ記載・入力することは任意ですが、本契約に必要な記載・入力事項へ記載・入力しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>
<p>《BLUE ROSE CARD ROSEポイント規約》</p> <p>BLUE ROSE CARD 会員(以下「本会員」といいます。)及び家族カード会員(以下本会員と家族カード会員の両者を「会員」といいます。)が、青山商事株式会社(以下「青山商事」といいます。)が運営する洋服の青山(以下「洋服の青山」といいます。)及び SUIT SQUARE、THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE で商品を購入し、又は株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)の加盟店並びに当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店、マスターカードに加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店(以下総称して「加盟店」といいます。)で BLUE ROSE CARD によるカードショッピングを利用した場合は、青山商事は、以下の規定に従って、ROSEポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与するものとします。</p>	<p>《BLUE ROSE CARD ROSEポイント規約》</p> <p>BLUE ROSE CARD 会員(以下「本会員」といいます。)及び家族カード会員(以下本会員と家族カード会員の両者を「会員」といいます。)が、青山商事株式会社(以下「青山商事」といいます。)が運営する洋服の青山(以下「洋服の青山」といいます。)及び THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE で商品を購入し、又は株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)の加盟店並びに当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店、マスターカードに加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店(以下総称して「加盟店」といいます。)で BLUE ROSE CARD によるカードショッピングを利用した場合は、青山商事は、以下の規定に従って、ROSEポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与するものとします。</p>
<p><b>第 1 条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p> <p>現金、AOYAMA ギフトカードでの支払い、BLUE ROSE CARDを紐づけた二次元コード決済</p>	<p><b>第 1 条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p> <p>現金、AOYAMA ギフトカードでの支払い、又はBLUE ROSE CARDでのカードショッピング決済。</p>

改定後	現行
<p>(<u>AOYAMA Pay</u>)又はBLUE ROSE CARDでのカードショッピング決済。</p> <p>2. 略</p> <p>3.<u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE (但し、一部の店舗を除きます。)での商品の購入代金(税込)の全部又は一部につき、BLUE ROSE CARDでのカードショッピング利用代金に対し、精算時に 200 円(税込)につき 2 ポイント(200 円(税込)未満は切捨て)を付与します。</p> <p>4.<u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE (但し、一部の店舗を除きます。)での商品の購入代金(税込)の全部又は一部につき前項の支払方法以外の支払方法を利用した決済及びBLUE ROSE CARDを紐づけたスマートフォン決済等に対し 200 円(税込)につき 1 ポイント(200 円(税込)未満は切捨て)を付与します。</p> <p>5. 洋服の青山以外の加盟店(<u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE を含みます。)でのBLUE ROSE CARDによるカードショッピング利用代金及びBLUE ROSE CARDを紐づけたスマートフォン決済等に対し、本条 3、4 とは別に 100 円(税込)につき 1 ポイント(100 円(税込)未満は切捨て)を付与します。(以下、略)</p>	<p>2. 略</p> <p>3.THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE (但し、一部の店舗を除きます。)での商品の購入代金(税込)の全部又は一部につき、BLUE ROSE CARDでのカードショッピング利用代金に対し、精算時に 200 円(税込)につき 2 ポイント(200 円(税込)未満は切捨て)を付与します。</p> <p>4.THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE (但し、一部の店舗を除きます。)での商品の購入代金(税込)の全部又は一部につき前項の支払方法以外の支払方法を利用した決済及びBLUE ROSE CARDを紐づけたスマートフォン決済等に対し 200 円(税込)につき 1 ポイント(200 円(税込)未満は切捨て)を付与します。</p> <p>5. 洋服の青山以外の加盟店(THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE を含みます。)でのBLUE ROSE CARDによるカードショッピング利用代金及びBLUE ROSE CARDを紐づけたスマートフォン決済等に対し、本条 3、4 とは別に 100 円(税込)につき 1 ポイント(100 円(税込)未満は切捨て)を付与します。(以下、略)</p>
<p><b>第 2 条(ポイントの対象商品)</b></p> <p>洋服の青山及び <u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE のポイント対象商品は、紳士服、婦人服、洋品等の商品(補正加工賃・送料を除く)とします。</p>	<p><b>第 2 条(ポイントの対象商品)</b></p> <p>洋服の青山及び THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE のポイント対象商品は、紳士服、婦人服、洋品等の商品(補正加工賃・送料を除く)とします。</p>
<p><b>第 4 条(ポイントの還元方法・還元金の加算・還元申請・還元金の計算)</b></p> <p>1. 還元方法は、洋服の青山及び <u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE (<u>但し、一部の店舗を除きます。</u>)で本会員が第 2 条に定める対象商品を購入する際にポイントを受取ることができ、商品購入代金(税込)より還元します。領収書は、ポイント還元後の金額にて発行します。なお、補正加工賃・送料は、ポイント還元の対象外とします。</p>	<p><b>第 4 条(ポイントの還元方法・還元金の加算・還元申請・還元金の計算)</b></p> <p>1.還元方法は、洋服の青山(<u>但し、アウトレット店を除きます。</u>)及び THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE で本会員が第 2 条に定める対象商品を購入する際にポイントを受取ることができ、商品購入代金(税込)より還元します。領収書は、ポイント還元後の金額にて発行します。なお、補正加工賃・送料は、ポイント還元の対象外とします。</p>

改定後	現行
<p>2. ～ 3. 略</p> <p>4. 還元申請は、本会員がカードを洋服の青山及び <u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE で提示のうえ、その旨を係員に申し出ることにより、1ポイント単位で還元金を受取ることができるものとします。但し、<u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE の一部の店舗を除きます。</p>	<p>2. ～ 3. 略</p> <p>4. 還元申請は、本会員がカードを洋服の青山及び THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE で提示のうえ、その旨を係員に申し出ることにより、1ポイント単位で還元金を受取ることができるものとします。但し、THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE の一部の店舗を除きます。</p>
<p><b>第6条(BLUE ROSE POINT CARD への変更)</b></p> <p>1. ～ 3. 略</p> <p>4. BLUE ROSE POINT CARD のポイントは、全国の洋服の青山及び <u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE で第2条のポイント対象商品の購入代金(税込)に対し、精算時に 200 円(税込)につき1ポイント(200円(税込)未満は切捨て)を付与します。但し、<u>SUIT SQUARE</u>、THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE の一部の店舗を除きます。</p>	<p><b>第6条(BLUE ROSE POINT CARD への変更)</b></p> <p>1. ～ 3. 略</p> <p>4. BLUE ROSE POINT CARD のポイントは、全国の洋服の青山及び THE SUIT COMPANY 並びに UNIVERSAL LANGUAGE で第2条のポイント対象商品の購入代金(税込)に対し、精算時に 200 円(税込)につき1ポイント(200円(税込)未満は切捨て)を付与します。但し、THE SUIT COMPANY 及び UNIVERSAL LANGUAGE の一部の店舗を除きます。</p>

《AOYAMA マスターカード SUGOCA 会員規約》

改定後	現行
<p>《一般条項》</p> <p><b>第 2 条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合は、<u>善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管・管理するものとします。なお、カード裏面に署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。(以下、略)</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され、<u>かつカードに署名欄がある場合は、</u>所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>	<p>《一般条項》</p> <p><b>第 2 条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合、直ちに<u>当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、<u>会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。また</u>会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。(以下、略)</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>
<p><b>第 9 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、第 7 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>費用</u>として、<u>当社所定の手数料</u>を負担するものとします。</p>	<p><b>第 9 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、第 7 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>手数料</u>として、<u>440 円(税込)</u>を負担するものとします。</p>
<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 24 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<u>所定の端末機に暗証番号を入力すること又は</u>所定の売上票等にカード<u>裏面</u>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」とい</p>	<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 24 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し<u>所定の売上票等にカード上</u>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの</p>

改定後	現行
<p>ます。)但し、<u>売上票等に署名することにより商品等の購入をする場合、売上票等</u>の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<u>暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができますものとします。(以下、略)</p>	<p>認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<u>売上票等への署名を省略すること又は署名に代えて加盟店に設置している端末機に暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができますものとします。(以下、略)</p>
<p><b>《二次元コード決済システム規定》</b></p> <p><b>第1条(二次元コード決済システムの概要)</b></p> <p>1. <u>二次元コード決済システム(以下「AOYAMA Pay」といいます。)の利用者は、洋服の青山各店舗での会計において、「洋服の青山アプリ」内に決済専用二次元コードを表示し、洋服の青山各店舗に設置している決済端末にかざすことによって、AOYAMA マスターカード SUGOCA の提示及び所定の端末への暗証番号の入力あるいは所定の売上票等へのカード裏面の署名と同じ署名を行うことなく、AOYAMAカードのショッピングサービスを利用できるものとします。</u></p> <p>2. <u>AOYAMA Pay の利用者は、AOYAMA Pay の初回利用時に、利用者の携帯電話番号宛てに認証コードをSMS送信する方法による本人認証を完了するものとします。また、「洋服の青山アプリ」からログアウトした場合、「洋服の青山アプリ」を利用する機種を変更した場合にも、上記方法による本人認証を再度完了するものとします。</u></p> <p><b>第2条(二次元コード決済システムの利用者)</b></p> <p><u>AOYAMA Payの利用者は、以下のいずれかの条件を満たすものとします。</u></p> <p>1. <u>「AOYAMA マスターカード SUGOCA 会員規約」(以下、本規定において「会員規約」という。)第2条に基づきカードの貸与を受けていて、「洋服の青山アプリ」及びWEB会員サービス「アットユネット」への会員登録と、「洋服の青山アプリ」内でのクレジットカー</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改定後	現行
<p><u>ド情報登録を完了させていること。</u></p> <p><u>2. 会員規約第2条に基づきカードの貸与を受けていない場合であっても、「洋服の青山アプリ」への会員登録と、AOYAMA マスターカード SUGOCA 入会時に登録したメールアドレスで、当社からの審査承認メールを受信したこと。</u></p> <p><b>第3条(二次元コード決済システム利用時の支払区分)</b>  <u>会員規約 27 条の定めにかかわらず、AOYAMA Pay を利用する場合の支払区分は、1 回払い、2 回払い、3 回・5 回・10 回の分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いのいずれかとします。AOYAMA Pay の利用者は、利用時に、「洋服の青山アプリ」上で支払区分を指定するものとします。</u></p> <p><b>第4条(AOYAMA マスターカード SUGOCA 会員規約の適用)</b>  <u>本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。</u></p>	
<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》</p> <p><b>第4条(てん補されない損害)</b></p> <p>1. ～ 4. 略</p> <p>5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。<u>(カードに署名欄がある場合に限りま</u>  <u>す。)</u></p>	<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》</p> <p><b>第4条(てん補されない損害)</b></p> <p>1. ～ 4. 略</p> <p>5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。</p>
<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》</p> <p><b>第1条(個人情報の収集・保有)</b></p> <p>カード申込者(以下「申込者」といいます。)及び会員は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)に対する AOYAMA マスターカード SUGOCA(以下「カード」といいます。)の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)及び当社が運営する付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有することに同意します。</p>	<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》</p> <p><b>第1条(個人情報の収集・保有)</b></p> <p>カード申込者(以下「申込者」といいます。)及び会員は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)に対する AOYAMA マスターカード SUGOCA(以下「カード」といいます。)の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)及び当社が運営する<u>会員モバイルサービスである</u>  <u>キュークリックモバイル等の</u>付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有するこ</p>

改定後	現行
<p>(1)個人情報の収集</p> <p>① ～ ③ 略</p> <p>④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた本人確認書類の情報。(以下、略)</p>	<p>とに同意します。</p> <p>(1)個人情報の収集</p> <p>① ～ ③ 略</p> <p>④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>申込者及び会員の運転免許証等、健康保険証、パスポート等の</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた<u>運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等</u>の情報。(以下、略)</p>
<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>債権管理</u>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力<u>又は電送</u>する方法により提供するものとします。</p>	<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>モバイルサービス</u>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力する方法により提供するものとします。</p>
<p><b>第6条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載・入力事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載・入力事項へ記載・入力することは任意ですが、本契約に必要な記載・入力事項へ記載・入力しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>	<p><b>第6条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載・入力事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載・入力事項(<u>入会申込書及び各種取引等の申込書の表面で申込者及び会員が記載又はタブレットにおいて入力すべき事項</u>)へ記載・入力することは任意ですが、本契約に必要な記載・入力事項へ記載・入力しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>
<p>《AOYAMAマスターカードSUGOCA AOYAMAポイント規約》</p> <p><b>第1条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p>	<p>《AOYAMAマスターカードSUGOCA AOYAMAポイント規約》</p> <p><b>第1条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p>

改定後	現行
<p>現金、AOYAMA ギフトカードでの支払い、<u>AOYAMA マスターカードSUGOCAカードを紐づけた二次元コード決済(AOYAMA Pay)</u>又はAOYAMAカードでのカードショッピング決済。</p>	<p>現金、AOYAMA ギフトカードでの支払い、又はAOYAMAカードでのカードショッピング決済。</p>
<p><b>第6条(AOYAMA CLUBカードへの変更)</b> 1. ～ 6. 略 <u>(削除)</u></p>	<p><b>第6条(AOYAMA CLUBカードへの変更)</b> 1. ～ 6. 略 <u>7. 会員が、当社の運営する会員モバイルサービスであるキュークリックモバイルに登録している場合、カード退会、更新停止等と同時にキュークリックモバイル会員も退会となるものとします。</u></p>

《AOYAMA TIE UP MasterCard 会員規約》

改定後	現行
<p>《一般条項》</p> <p><b>第 2 条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合は、<u>善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管・管理するものとします。なお、カード裏面に署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。(以下、略)</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され、<u>かつカードに署名欄がある場合は、</u>所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>	<p>《一般条項》</p> <p><b>第 2 条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、当社よりカードが貸与された場合、直ちに<u>当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います。</u></p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、<u>会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。また</u>会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。(以下、略)</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入れ、担保に提供又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させることは一切できません。(以下、略)</p>
<p><b>第 9 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、第 7 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>費用</u>として、<u>当社所定の手数料</u>を負担するものとします。</p>	<p><b>第 9 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 会員は、第 7 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、約定支払日に口座振替または同項に定める当社が指定した支払方法による支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務<u>手数料</u>として、<u>440 円(税込)</u>を負担するものとします。</p>
<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 24 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<u>所定の端末機に暗証番号を入力すること又は</u>所定の売上票等にカード<u>裏面</u>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」とい</p>	<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 24 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し<u>所定の売上票等にカード上</u>の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの</p>

改定後	現行
<p>ます。)但し、<u>売上票等に署名することにより商品等の購入をする場合、売上票等</u>の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<u>暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができますものとします。(以下、略)</p>	<p>認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、<u>売上票等への署名を省略すること又は署名に代えて加盟店に設置している端末機に暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができますものとします。(以下、略)</p>
<p><b>《二次元コード決済システム規定》</b></p> <p><b>第1条(二次元コード決済システムの概要)</b></p> <p>1. <u>二次元コード決済システム(以下「AOYAMA Pay」といいます。)</u>の利用者は、洋服の青山各店舗での会計において、「洋服の青山アプリ」内に決済専用二次元コードを表示し、洋服の青山各店舗に設置している決済端末にかざすことによって、<u>AOYAMA TIE UP MasterCardの提示及び所定の端末への暗証番号の入力あるいは所定の売上票等へのカード裏面の署名と同じ署名を行うことなく、AOYAMA TIE UP MasterCardのショッピングサービスを利用できるものとします。</u></p> <p>2. <u>AOYAMA Payの利用者は、AOYAMA Payの初回利用時に、利用者の携帯電話番号宛てに認証コードをSMS送信する方法による本人認証を完了するものとします。また、「洋服の青山アプリ」からログアウトした場合、「洋服の青山アプリ」を利用する機種を変更した場合にも、上記方法による本人認証を再度完了するものとします。</u></p> <p><b>第2条(二次元コード決済システムの利用者)</b></p> <p><u>AOYAMA Payの利用者は、以下のいずれかの条件を満たすものとします。</u></p> <p>1. <u>「AOYAMA TIE UP MasterCard会員規約」(以下、本規定において「会員規約」という。)第2条に基づきカードの貸与を受けていて、「洋服の青山アプリ」及びWEB会員サービス「アットユーネット」への</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改定後	現行
<p><u>会員登録と、「洋服の青山アプリ」内でのクレジットカード情報登録を完了させていること。</u></p> <p><u>2. 会員規約第2条に基づきカードの貸与を受けていない場合であっても、「洋服の青山アプリ」への会員登録と、AOYAMA TIE UP MasterCard入会時に登録したメールアドレスで、当社からの審査承認メールを受信したこと。</u></p> <p><b>第3条(二次元コード決済システム利用時の支払区分)</b>  <u>会員規約 27 条の定めにかかわらず、AOYAMA Payを利用する場合の支払区分は、1 回払い、2 回払い、3 回・5 回・10 回の分割払い、ボーナス一括払い、リボリング払いのいずれかとします。AOYAMA Payの利用者は、利用時に、「洋服の青山アプリ」上で支払区分を指定するものとします。</u></p> <p><b>第4条(AOYAMA TIE UP MasterCard会員規約の適用)</b>  <u>本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。</u></p>	
<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》</p> <p>第4条(てん補されない損害)</p> <p>1. ～ 4. 略</p> <p>5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。<u>(カードに署名欄がある場合に限りま</u>  <u>す。)</u></p>	<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》</p> <p>第4条(てん補されない損害)</p> <p>1. ～ 4. 略</p> <p>5. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。</p>
<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有)</p> <p>カード申込者(以下「申込者」といいます。)及び会員は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)に対するAOYAMA TIE UP MasterCard(以下「カード」といいます。)の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)及び当社が運営する付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有するこ</p>	<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有)</p> <p>カード申込者(以下「申込者」といいます。)及び会員は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)に対するAOYAMA TIE UP MasterCard(以下「カード」といいます。)の申込み(以下、カード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)及び当社が運営する<u>会員モバイルサービスであるキュークリックモバイル等の</u>付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について当社が保護措置を講じたうえで、以下の</p>

改定後	現行
とに同意します。	各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有することに同意します。
<p>(1)個人情報の収集</p> <p>① ～ ③ 略</p> <p>④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた本人確認書類の情報。(以下、略)</p>	<p>(1)個人情報の収集</p> <p>① ～ ③ 略</p> <p>④本契約の申込者が本人に相違ないことを確認するため、<u>申込者及び会員の運転免許証等、健康保険証、パスポート等の</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた<u>運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等</u>の情報。(以下、略)</p>
<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>債権管理</u>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力<u>又は電送</u>する方法により提供するものとします。</p>	<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 申込者及び会員は、当社が当社の事務(カード発行業務、代金決済業務、コンピュータ処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>モバイルサービス</u>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p> <p>2. (略)当社の親会社への個人情報の提供方法は、親会社のシステムに直接入力する方法により提供するものとします。</p>
<p><b>第6条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載事項へ記載することは任意ですが、本契約に必要な記載事項へ記載しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>	<p><b>第6条(本規約に不同意の場合)</b></p> <p>申込者が本契約に必要な記載事項及び会員が当社との各種取引等の申込みに必要な記載事項(<u>入会申込書及び各種取引等の申込書の表面で申込者及び会員が記載すべき事項</u>)へ記載することは任意ですが、本契約に必要な記載事項へ記載しない場合及び本規約、会員規約の内容の全部又は一部を同意できない場合、当社は、本契約及び当該申込みをお断りすることや退会の手続きをとることがあります。(以下、略)</p>
<p>《AOYAMA TIE UP MasterCard AOYAMAポイント規約》</p> <p><b>第1条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p> <p>現金、AOYAMA ギフトカードでの支払い、<u>AOYAM</u></p>	<p>《AOYAMA TIE UP MasterCard AOYAMAポイント規約》</p> <p><b>第1条(ポイントの対象・付与・管理)</b></p> <p>1. &lt;支払方法&gt;</p> <p>現金、AOYAMA ギフトカードでの支払い、又はAO</p>

改定後	現行
<u>A TIE UP MasterCardを紐づけた二次元コード決済(AOYAMA Pay)</u> 又はAOYAMAカードでのカードショッピング決済。	YAMAカードでのカードショッピング決済。

《青山コーポレートカード会員規約・カード使用者規約》

改定後	現行
<p>《一般条項》</p> <p><b>第4条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2.カード使用者は、当社よりカードが貸与された場合は、<u>善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管・管理するものとします。なお、カード裏面に署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u></p> <p>3.カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、法人会員は、カード発行後も、届出事項(<u>第18条</u>第1項の届出事項をいいます。)の確認(以下「取引時確認」といいます。)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>4.カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、<u>かつカードに署名欄がある場合は、</u>所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は質入れ、担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。(以下、略)</p>	<p>《一般条項》</p> <p><b>第4条(カードの発行と管理)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2.カード使用者は、当社よりカードが貸与された場合は、<u>直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名を行います。</u></p> <p>3.カードの所有権は当社に属し、<u>法人会員及びカード使用者は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとします。また</u>法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、法人会員は、カード発行後も、届出事項(<u>第17条</u>第1項の届出事項をいいます。)の確認(以下「取引時確認」といいます。)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>4.カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は質入れ、担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。<u>第22条第5項に定める場合等における</u>カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。(以下、略)</p>
<p><b>第8条(代金決済)</b></p> <p>1. ～ 2 略</p> <p>3. 当社は、第1項及び前項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容をお支払月の前月末頃、法人会員が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送<u>又は電磁的方法</u>により通知します。</p> <p>4. ～ 6. 略</p> <p><u>7. 法人会員のご都合により第3項に定めるご利用明細書の再発行を受ける場合には、法人会員は、再発行</u></p>	<p><b>第8条(代金決済)</b></p> <p>1. ～ 2 略</p> <p>3. 当社は、第1項及び前項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容をお支払月の前月末頃、法人会員が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送により通知します。</p> <p>4. ～ 6. 略</p> <p><u>(第10条第2項より移動し新設)</u></p>

改定後	現行
<p><u>手数料として再発行 1 回につき当社所定の手数料を負担するものとします。</u></p>	
<p><b>第 10 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. <u>法人会員は、第 8 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用代金の決済に関して、特定支払日に口座振替又は同項に定める当社が指定した支払いができない場合は、当社に対する債務の弁済の受領に要する事務費用として、当社所定の手数料を負担するものとします。</u></p>	<p><b>第 10 条(費用の負担)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. <u>法人会員のご都合により第 3 項に定めるご利用明細書の再発行を受ける場合には、法人会員は、再発行手数料として再発行 1 回につき当社所定の手数料を負担するものとします。</u></p>
<p><b>第 11 条(反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. <u>法人会員は、法人会員又はカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u></p> <p><u>(イ)暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)</u></p> <p><u>(ロ)暴力団員(暴力団の構成員)</u></p> <p><u>(ハ)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(ニ)暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)</u></p> <p><u>(ホ)暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)</u></p> <p><u>(ヘ)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改定後	現行
<p><u>に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)</u></p> <p><u>(ト)社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)</u></p> <p><u>(チ)特殊知能暴力集団等((イ)から(ト)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)</u></p> <p><u>(リ)(イ)から(チ)に掲げる者(以下「暴力団員等」といいます。)の共生者(暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者))</u></p> <p><u>(ヌ)テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者</u></p> <p><u>(ル)その他(イ)から(ヌ)に準ずる者</u></p> <p>2. <u>法人会員又はカード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</u></p> <p><u>(イ)暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(ニ)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨</u></p>	

改定後	現行
<p style="text-align: center;"><u>害する行為</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(ホ)その他(イ)から(ニ)に準ずる行為</u></p> <p><u>3. 法人会員又はカード使用者が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合には、当社は、法人会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</u></p>	
<p><b>第 12 条(退会及びカードの使用取消と返却)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. (イ) ～(ト) 略</p> <p><u>(チ) 法人会員(当該法人の役員等を含む)又はカード使用者が第 11 条第 1 項若しくは第 2 項のいずれかに該当した場合、第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第 11 条第 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。</u></p> <p><u>(上記(チ)へ統合)</u></p>	<p><b>第 11 条(退会及びカードの使用取消と返却)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. (イ) ～(ト) 略</p> <p><u>(チ)法人会員(当該法人の役員等を含む)又はカード使用者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合。</u></p> <p><u>①暴力団②暴力団員③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者④暴力団準構成員⑤暴力団関係企業⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団⑦その他前記①から⑥に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)の共生者に該当した場合、⑧テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者及びその他①から⑧に準じる者並びに次の①から⑤までのいずれかに該当した場合。</u></p> <p><u>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>(リ)法人会員(当該法人の役員等を含む)又はカード使用者が、自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合。</u></p>

改定後	現行
<p>(リ) ~ (ワ) 略</p> <p><u>(カ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づき在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</u></p>	<p><u>①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前記①から④に準ずる行為</u></p> <p>(ヌ) ~ (カ) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 14 条(期限の利益喪失)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2.(ホ) 法人会員又はカード使用者が、<u>第 12 条</u>第 2 項(チ)に該当したとき又は、当社が<u>第 18 条</u>第 5 項に定める資料の提出を求めたにもかかわらず、合理的な期間内に資料が提出されないとき。</p>	<p><b>第 13 条(期限の利益喪失)</b></p> <p>1. 略</p> <p>2.(ホ) 法人会員又はカード使用者が、<u>第 11 条</u>第 2 項(チ) <u>又は(リ)</u>に該当したとき又は、当社が<u>第 17 条</u>第 5 項に定める資料の提出を求めたにもかかわらず、合理的な期間内に資料が提出されないとき。</p>
<p><b>第 15 条(カード利用の一時停止等)</b></p> <p>1. ~ 2. 略</p> <p><u>3. 当社は、法人会員又はカード使用者が第 11 条第 1 項又は第 2 項に定める事項に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、又は本契約に基づくカードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、法人会員又はカード使用者は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができず、法人会員又はカード使用者は当社に対して何らの損害賠償請求もできないものとします。</u></p>	<p><b>第 14 条(カード利用の一時停止等)</b></p> <p>1. ~ 2. 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 27 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. カード使用者は次の(イ)号から(ハ)号に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<u>所定の端末機に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード裏面の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)</u>ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)<u>ただし、売上票等に署名することにより商品等の購入をする場合、売上票等</u></p>	<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p><b>第 25 条(カード利用方法)</b></p> <p>1. カード使用者は次の(イ)号から(ハ)号に掲げる加盟店にカードを提示し、<u>所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)</u>ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)<u>ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、当社</u></p>

改定後	現行
<p>の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利等(以下「商品等」といいます。)については、<u>暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。(以下、略)</p>	<p>が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利等(以下「商品等」といいます。)については、売上票等への署名等の手続きを省略すること、<u>もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示、売上票等への署名に代えて加盟店に設置している端末機に暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する</u>等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。(以下、略)</p>
<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》 第4条(てん補されない損害) 1. ～ 5. 略 6. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。<u>(カードに署名欄がある場合に限りま</u> <u>す。)</u></p>	<p>《カード保障制度規約(盗難保険)》 第4条(てん補されない損害) 1. ～ 5. 略 6. カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。</p>
<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》 第1条(個人情報の収集、保有) カードの申込みをされた法人又は団体(以下「法人会員」といいます。)の代表者、連絡担当者、青山コーポレートカード(以下「カード」といいます。)の管理責任者(以下「管理責任者」といいます。)及び管理責任者が届出たカード使用者(以下「カード使用者」といいます。)は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)に対する青山コーポレートカード申込み(以下青山コーポレートカード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)及び当社が運営する付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有することに同意します。</p>	<p>《個人情報の取扱いに関する同意規約》 第1条(個人情報の収集・保有) カードの申込みをされた法人又は団体(以下「法人会員」といいます。)の代表者、連絡担当者、青山コーポレートカード(以下「カード」といいます。)の管理責任者(以下「管理責任者」といいます。)及び管理責任者が届出たカード使用者(以下「カード使用者」といいます。)は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)に対する青山コーポレートカード申込み(以下青山コーポレートカード申込み及び申込みにより成立する契約をあわせて「本契約」といいます。)及び当社が運営する<u>会員モバイルサービスであるキューリックモバイル等</u>の付帯サービスにより、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)について当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本規約」といいます。)により収集・保有することに同意します。</p>
<p>(1)個人情報の収集 ① ～ ④ 略 ⑤本契約の法人会員及び連絡担当者が実在する法人及び連絡担当者本人に相違ないことを確認するため、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める</u>法人会員の<u>登記事項</u>証明書、印鑑登録証明書等</p>	<p>(1)個人情報の収集 ① ～ ④ 略 ⑤本契約の法人会員及び連絡担当者が実在する法人及び連絡担当者本人に相違ないことを確認するため、法人会員の<u>履歴事項全部</u>証明書、印鑑登録証明書等の書類及び連絡担当者の<u>運転免許証、運</u></p>

改定後	現行
<p>の書類及び連絡担当者の本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた本人確認書類の情報。(以下、略)</p>	<p><u>転経歴証明書、健康保険証、パスポート等の</u>本人確認書類の提示を求め内容を確認し記録することにより、又は写しの交付を受けることにより得られた書類の記載情報、<u>運転免許証の番号</u>、本人確認書類の<u>記号番号</u>の情報。(以下、略)</p>
<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 法人代表者、連絡担当者、管理責任者及びカード使用者は、当社が当社の事務(カード発行管理、代金決済業務、コンピューター処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>債権管理</u>、その他各種サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p>	<p><b>第4条(個人情報の取扱いの委託・提供)</b></p> <p>1. 法人代表者、連絡担当者、管理責任者及びカード使用者は、当社が当社の事務(カード発行管理、代金決済業務、コンピューター処理業務、システム開発、信用情報登録業務、契約管理、会員管理、<u>モバイルサービス</u>、その他各種会員サービスの提供及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報の取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。</p>